省　令

○法務省令第十九号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二日

法務大臣　谷垣　禎一

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第三号中「自動車の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は」を削り、「罪を」を「罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を」に改める。

附　則

この省令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条の規定により公示した登録外国適合性評価機関（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行う者に限る。）について、住所変更があったので次のとおり告示する。

平成二十六年五月二日

総務大臣　新藤　義孝

1　名称　MiCOM Labs

2　変更後の住所　575 Boulder Court, Pleasanton, CA 94566, アメリカ合衆国

3　登録に係る区分　電波法第38条の２の２第１項各号に掲げる事業の区分

○総務省告示第百七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、登録証明機関として登録した株式会社アールエフ・テクノロジーから、登録証明機関の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称

変更後	変更前
SGSアールエフ・テクノロジー株式会社	株式会社アールエフ・テクノロジー

二　変更年月日

平成二十六年四月一日

○総務省告示第百七十四号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表中「株式会社アールエフ・テクノロジー」を「ＳＧＳアールエフ・テクノロジー株式会社」に改める。

○総務省
国土交通省告示第五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年五月二日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
男鹿	秋田県男鹿市	男鹿市長	平成二十六年二月一日から平成三十年三月三十一日まで
	秋田県山本郡三種町（旧八竜町の区域に限る。）	三種町長	平成二十六年三月一日から平成三十年三月三十一日まで
紀伊	三重県多気郡大台町	大台町長	平成二十六年二月一日から平成三十年三月三十一日まで
	三重県度会郡南伊勢町	南伊勢町長	平成二十六年二月一日から平成三十年三月三十一日まで
	奈良県吉野郡吉野町	吉野町長	平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
宇土天草	熊本県天草郡苓北町	苓北町長	平成二十六年二月一日から平成三十年三月三十一日まで

○総務省
農林水産省
国土交通省告示第六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年五月二日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。